（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十三人以内を置く。

2　（略）

第九十六条　（略）

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、調査官三人を置く。

3　（略）

第九十八条　（略）

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部に、特定用地対策官一人及び特定公物管理対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

附　則

（建設監督官の設置期間の特例）

第九条　第八十九条の建設監督官のうち九人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第三項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	
（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）	
第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	
運輸支局	運輸支局に置く官　定数
（略）	（略）　（略）

改正前	
（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）	
第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	
運輸支局	運輸支局に置く官　定数
（略）	（略）　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十二人以内を置く。

2　（略）

第九十六条　（略）

2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、調査官二人を置く。

3　（略）

第九十八条　（略）

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人を、札幌開発建設部に、特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

附　則

（新設）

改正後	
（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）	
第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	
運輸支局	運輸支局に置く官　定数
（略）	（略）　（略）

改正前	
（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）	
第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	
運輸支局	運輸支局に置く官　定数
（略）	（略）　（略）